

1 議 事 日 程

〔令和元年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和元年6月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 島 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	笠 利 毅 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
市民課長	池 田 俊 広	税務課長	森 木 清 二
納税課長	花 田 善 祐	環境課長	中 島 康 秀
人権政策課長兼 人権センター所長	行 武 佐 江	国保年金課長	高 原 寿 子
福祉課長	田 中 縁	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源之進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	吉 開 恭 一
書記	高 原 真理子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） おはようございます。

議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税及び軽自動車税の見直しに伴う規定の整備などでございます。

議案書は21ページから28ページ、条例改正新旧対照表は6ページから15ページでございます。資料1の地方税法等の一部を改正する法律案の概要も参考資料としてごらんください。

まず、第36条の2、市民税の申告の改正についてですが、条例改正新旧対照表の6ページをお願いします。

第6項の追加で、申告書記載事項の簡素化が主な理由になります。市县民税の申告をする際、年末調整済みの者が申告をする場合は、確定申告附記事項や附属申告書など施行規則で定める申告書等の記載にて申告できるものとします。

次に、第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の改正についてですが、第1項第3号で給与所得者用扶養親族申告書への単身児童扶養者を追加したものです。給与支払い者に扶養親族申告書を提出する際、単身児童扶養者に該当する者は、その旨を同申告書に記載することとされたものです。また、申告書の名称を扶養親族等申告書に変更するものです。

次に、条例改正新旧対照表の7ページの第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正についてですが、第1項第3号で年金所得者用扶養親族申告書への単身児童扶養者を追加したものです。

次に、条例改正新旧対照表の8ページの第36条の4、市民税に係る不申告に関する過料の改正についてですが、これは第36条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

今ご説明しました市税条例の改正につきましては、全て令和2年1月1日施行でございます。

次に、条例改正新旧対照表の8ページの第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の新設について。

これにつきましては、資料1の下段をごらんください。

今年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されますが、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に登録された自家用軽自動車に対する環境性能割の1%を臨時的に非課税とする規定を新設するものです。

次に、条例改正新旧対照表の9ページの第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の新設についてご説明をいたします。

第15条の2を新設しましたことによる旧第15条の2の条ずれで、新条を創設するものです。また、法律改正に合わせて第2項から第4項として環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。

具体的には、自動車取得税が廃止され軽自動車税環境性能割が導入されることに伴い、当該事務取扱については県が実施することとされていますが、当該賦課徴収に際し、取扱項目について追加されたものです。

次に、条例改正新旧対照表の10ページの第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正についてでございます。

第3項に特定期間に登録された自家用軽自動車——これは令和2年度燃費基準に未達成の軽自動車——の環境性能割の税率2%を臨時的に1%とする規定を新設するものです。これは、消費税率引き上げに伴う対応として環境性能割の臨時的軽減措置であり、減収分については全て全額国庫負担になります。特定期間とは、令和元年10月1日から令和2年9月30日までです。

次に、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正についてですが、第2項から第4項に令和2年度分及び令和3年度分の軽減、軽減ですけれども、これを新設するものでございます。つまり、これは現行のグリーン化特例の2年間延長ということになります。

具体的に申し上げますと、第2項では、電気自動車及び天然ガス軽自動車で燃費性能排ガス規制を達成した車については、種別割をおおむね75%軽減するものです。第3項では、乗用及び貨物のガソリン、ハイブリッド軽自動車で燃費性能と排ガス規制を達成した車については、種別割をおおむね50%軽減するものです。第4項では、乗用及び貨物のガソリン、ハイブリッド軽自動車で、燃費性能と排ガス規制を達成した車については、種別割をおおむね25%軽減するものです。

次に、条例改正新旧対照表の12ページの第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の新設についてですけれども、これは軽自動車税の賦課徴収に際し、取扱項目が追加されたも

のです。これは、条例改正新旧対照表の9ページで説明をいたしましたけれども、附則第15条の2の2、県環境性能割の取り扱いと同様のものがございます。

第1項では、種別割の軽減判断については国土交通大臣の認定に基づき判断するものとする。第2項では、種別割の納期限後に申請者の不正により納付不足が生じた場合は、当該申請者を軽自動車の取得者とみなして賦課するものがございます。第3項では、前第2項の納付額は不足額に10%上乗せした額とするものであります。

今ご説明いたしました市税条例の改正につきましては、全て令和元年10月1日施行でございます。

条例改正新旧対照表の13ページの第24条、個人の市民税の非課税の範囲の改正についてでございますが、第1項第2号に単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加であります。

資料1の上段をごらんください。

単身児童扶養者で合計所得金額が125万円以下の場合、市県民税が非課税となるもので、これは子どもの貧困に対応して、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けているひとり親が対象となります。

この市税条例の改正につきましては、令和3年1月1日施行でございます。

条例改正新旧対照表の13ページの第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正についてですが、第5項を新設いたしまして、令和4年度及び令和5年度の軽減、これはグリーン化特例のことでございますけれども、この対象を電気軽自動車等に限ったものとする。おおむね75%軽減であります。

条例改正新旧対照表の14ページの第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正についてですけれども、第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

今ご説明しました市税条例の改正につきましては、令和3年4月1日施行でございます。

条例改正新旧対照表の14ページから15ページの第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の改正についてですが、軽自動車税の環境性能割の事務に関し、福岡県が事務取扱を実施するため、日本赤十字社保有の軽自動車の非課税範囲を県条例に合わせるもので、第2号で日赤保有の軽自動車のうち、血液事業の用に供するものを加えるものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

第24条に関係するほうで少しお尋ねしたいんですけれども、単身児童扶養者という文言を加

えるということで、一般には未婚のシングルマザーというのを考慮した上でというようなことになっているかと思うんですけども、1つは、資料の1のほうにありますけれども、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けておりという内容が、ちょっと私確認し切れなかったんですけども、今回の改正の提案内容には入っていないような気がするんですが、ちょっとその辺、ここがどういうふうに条例に反映されることになるのかを教えてくださいたいということと、あと扶養親族等申告書ということで、等の文字が入ることで単身児童扶養者というのが含意されるということになるのかなとは思っているのですが、この1文字の違いが具体的にどのような範囲を考えているのか、ちょっとそこを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） まず、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けていると、条例に反映する中身なんですけれども、単身児童扶養者といいますのは、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親のことをいいますけれども、この条例の中に反映をするというのは、ちょっと私どもで今考えていますのが……。

○委員長（小島真由美委員） 時間かかりそうですかね。

○税務課長（森木清二） ちょっと考えさせていただけますでしょうか。済みません、お時間いただけますでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） はい。もう一つのほうの。
税務課長。

○税務課長（森木清二） もう一つのほうにつきましても、あわせて後で回答させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 後で回答でよろしいですか。
笠利委員、どうぞ。

○委員（笠利 毅委員） 何か詳しいことがわかれば後で回答でよろしいんですけども、今の説明を聞きかけたところで私が理解するに、申告書を出す中で児童扶養手当の支給に関しては確認がなされるということなのかなというふうに理解しております。

それと、もう一つの等の字のほうなんですけれども、この条例案を読んだときに気になったのは、最初に未婚のシングルマザーというのを例として挙げましたけれども、場合によっては直接親族とか血縁とかで関係のない子どもを育てている家庭とかというのものもあるかもしれないという気もするので、単身児童扶養者というものが血縁を前提にしたものなのかとか、場合によっては孫を扶養している方であるとか、映画の見過ぎかもしれませんが、親友の残された子どもを育てているとか、ちょっとその辺どこまでが含意されるのかがはっきりわからなかったので、先ほどのような質問をしたものです。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長、それも含めて後で回答でよろしいですか。

じゃあ、後で準備をしておいてください。

進めます。

ほかにありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 軽自動車税について2点確認をさせていただきますけれども、1点目は、わかればで結構なんですけれども、地方税法の改正と合わせて登録から15年たった軽自動車の部分の税金が増税というか、事実上引き上がるという部分がありますけれども、近年の太宰府市の軽自動車の登録の傾向として、そういった部分をもしつかんでおられるんだったらご回答いただきたいなというふうに思います。

それと2点目として、先ほど説明の中で軽減によって減収になる部分は国の補填があるというようなことが言われましたけれども、大体その金額を、おおよそで結構です、今見込んでおられる金額はどれくらいになるのかというのを、この2点ご答弁お願いします。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 軽自動車税につきましては、重課といたしまして13年を経過した車につきましては約1.2倍の税率になるようになっております。本市におきましては、該当する重課の台数でございますけれども、四輪の乗用、自家用で、約2,200台ほど重課の対象がございます。これは、今年の5月31日現在の数でございます。それから、四輪貨物で自家用の分が650台、それから四輪貨物で営業用の重課になるものが39台該当する分がございます。なお、四輪乗用の営業につきましてはゼロ台でございます。

それから、2点目の件でございますけれども、国のほうで国庫負担になるということでございますけれども、これにつきましては一応軽自動車、それから自家用乗用車の予算は組んでおりますけれども、市のほうとしては大体平成30年度の当初予算と比較いたしまして平成31年度の予算を比較いたしますと、今のところ約640万円ほどの差がございますけれども、その分については国のほうから負担としてできるのではないかと。これはあくまでも今時点の予想でございますけれども、そういうところで見込んでおります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） わかりました。

それで、国の負担といいますか、その部分の方法として確認させていただきますけれども、それはもう交付税の中に入れ込む形ですか、それともここの部分は見える形、単独という形になりますか、そこまで教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 国の国庫負担の分につきましては、今のところ私のほうではまだつかんでおりません。申しわけございません。

○委員（藤井雅之委員） はい、結構です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今回、資料1という形で資料を添付していただきまして非常に理解が進んだんですけども、まだまだちょっと私の知識不足で、なかなか内容が把握しにくいところがありまして、今課長から説明をいただきましたけれども、ぱっと聞いたところ、かなり内容が多岐に及んでいると思います。最終的には、これ情報発信というか、市民の方に広報なりで説明する形になると思うんですけども、今口頭でお話聞きましたけれども、なかなかわかりづらいんですけども、そこら辺のやり方、これをもうちょっとわかりやすい形での情報を伝える工夫というのはどういうふうにされるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 今まででもそうですけれども、市民の方へのPRの方法といたしましては、市のホームページで随時税の改正に伴いましてお知らせをしておりますけれども、年に何回かですけれども、市の広報を使いまして、大きく言いますと市民税の分とか、毎年1回ないし2回は税の改正に伴いましてPRをさせていただいているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 関係して、今笠利委員のほうからもありました、単身児童扶養者という用語が全条にわたって出てくるわけですけども、要はシングルマザーという形で未婚で子どもを扶養している世帯で事実婚がないというような形だと思うんですけども、なかなかぱっと聞いたところなじみのない、専門用語ですよ。これ自体が恐らく市民の方には情報発信した場合によくわからないと思うんですよ。そこら辺でこういう、特にわかりにくい税というのは、こういう用語、恐らくこの定義というのがありますよね、そこら辺でもうQアンドAという形で何か理解が深まるような気もするんですけども。特に第24条の件、未婚で子どもを扶養している世帯について一定の所得以下の場合に住民税が非課税になる改正が行われたというところは、市民にとっては非常に関心度が高いと。こういうところを発信する際に、やっぱりその内容がすぐわかるような形での工夫が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 委員おっしゃいますように、QアンドAを作成するなり、一般の市民の方が理解しやすいような形でPRをしたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成で討論しますけれども、質問に対して回答をいただいている段階では簡単には手を挙げるわけにはいかないもので、一言述べます。

○委員長（小島真由美委員） であるならば、暫時休憩しましょうか。

○委員（笠利 毅委員） いや、結構です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

今回の改正の内容については、幾つかほかの町も見たんですけれども、ほぼ同じ内容なので、かつこの税の性格上、市で単独でこれをしないというわけにもいかない面が大きいかと思っておりますので、反対はいたしません。きちんと仕事をされた上での提案だというふうには理解しております。それをもって賛成の討論にかえたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時23分〉

○委員長（小島真由美委員） では、執行部のほうは、この件につきましてはもう少しわかりやすいように委員のほうに説明のほうを後で再度、よろしく願いいたします。

それでは、進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思います。



いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は12ページ、13ページをお開きください。

3款2項2目011児童扶養手当給付費及び3目013保育施設運営支援費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長(大塚源之進) おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。

細目011児童扶養手当給付費、20節扶助費、未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金140万円についてご説明いたします。

この給付金につきましては、児童扶養手当受給者のうち、本年10月31日を基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者に対する給付金となります。給付額は、1世帯1万7,500円であり、現在児童扶養手当受給世帯567世帯のうち、概算で約80世帯と推計しております。

この臨時・特別給付金に関する財源としまして、歳入が関連をしておりますので、補正予算書8ページ、9ページの歳入をご説明します。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金140万円であり、10分の10の全額補助となっております。

次に、補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

3目教育・保育施設費、細目013保育施設運営支援費1,591万1,000円につきましてご説明いたします。

この予算につきましては、本年10月から開始されます幼児教育・保育無償化に伴う事務費となります。

主な予算は、7節賃金529万3,000円で事務補助員を雇用するための予算、及びシステム改修を行うための13節委託料930万6,000円となっております。

この予算に伴います財源としまして歳入がありますので、あわせてご説明いたします。

補正予算書8、9ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金1,591万1,000円であり、10分の10の全額補助となっております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 細目011児童扶養手当給付費について質問いたします。

未婚の児童扶養手当受給者という形ですけれども、未婚の世帯に限っての給付というのは、背景をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 先ほど税務課のほうで税の改正の提案がなされたと思いますが、来年から適用になってきますので、本来今年度からそういう適用がなされてなかったということで、その分について臨時的に今年一年限りの給付金という形で支給されるようになっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ちょっと未婚の児童扶養手当受給者に限った給付というと、未婚の世帯というのがやっぱり生活上厳しいという何かしら実態があつての給付ということかなあと想像できるんですけれども、何かそこら辺の状況をちょっとお示ししていただければ助かりますが。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 1つは、子どもの貧困に対応するというのが大きな目的になっておりますので、それに基づいて、いわゆる先ほどから出ておりますシングルマザーの家庭についてそういう援助をやっていくという形で国のほうで給付金が決定しておりますので、それを受給するような形になっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ちょっと言うと、既に児童扶養手当を受給されている世帯というのはシングルマザー家庭だと思えるんですけれども、あえて法律婚をしたことがないというような規定ですね。そこはなぜかなあと思ったんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 例えば税で言えば、みなし寡婦というような表現を以前されておりましたけれども、それに該当がされてなかったということで、今度の税制改正で、いわゆるみなし寡婦の中にもそれを含めてもらうという形に法自体が変わってきておりますので、そのつなぎという形でこの臨時給付金が支給されるような形になっているということで、国のほうから説明を受けております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 私のほうから1つ。

幼児教育・保育の無償化の本市としての対応というか、これから10月までの市の経緯というか、どういうふうに市民の皆さんに周知をしていくというようなことに今なっているんでしょうか。

保育児童課長。

○保育児童課長(大塚源之進) 無償化の分の話ですかね。

○委員長(小畠真由美委員) はい。

○保育児童課長(大塚源之進) 無償化につきましては、5月10日に国のほうで子ども・子育て支援法の一部が改正をされまして、5月30日の日に国のほうから都道府県の各担当のほうに説明会がございました。それを受けまして、来週12日の日に今度県のほうから各市町村の担当者を集めての説明会が実施されるようになっております。

その内容によってもう準備を進めていかなければならない状況になってきておりますので、かなり周知とかで時間がもうないような状況になってきております。先日幼稚園の園長先生を集めての園長会議を開きました。その中で、無償化の流れについてのご説明をしておりますし、当然本人の申請とかいろいろなものをしていただくような形になりますので、それが具体化しましたときに園長先生あたりのお手伝いをお願いしたいということで要請をしております。あと、保育についても、保育所の園長会議の中でそういう話をしてきておりますので、できるだけスムーズに移行できるように準備のほうは進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長(小畠真由美委員) 保育無償化の対象保育所というのは、太宰府市にある幼稚園、保育所全てになるんでしょうか。

保育児童課長。

○保育児童課長(大塚源之進) はい。幼稚園が全部です。それと、認可保育園、それとあと届け出、いわゆる認可外保育園も含めてなります。全ての保育園も含まれてきますので、かなりの数になってくるというようなことで、実際私たちもてんやわんやしている状況でございます。

○委員長(小畠真由美委員) かなり準備等とかも大変だと思うんですが、この制度によって待機児童が増えるとか、そういうことの今何か兆しとかあるんでしょうか。

保育児童課長。

○保育児童課長(大塚源之進) 実は、保育園の入園希望者が昨年度より今年度は100名増えているという状況です。それで、4月1日現在の待機児童数が95名、本来でしたら小規模保育園とか、いわゆる定員増の保育園とかをお願いしておりましたので、今年は少なくなるという予想をしておりましたけれども、いわゆる希望者がまた増えた関係で、昨年と変わらないような数字の待機児童が出てきたという状況になっております。来年以降もどうなるのかといえは、は

つきり言ってちょっと数字はつかめていませんが、増える可能性は高いのではないかなというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） わかりました。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 関連して、対象者がすごく多いということで、恐らく問い合わせを非常に心配するんですけども、市役所の担当課のほうに集中しても全然対応できないというところで、恐らく各保育園とか幼稚園、認可外保育園も、そこら辺が対象者の疑問にお答えする最初の窓口になるかと思うんですけども、まずこれ私たちもまだ概要がなかなかつかめないところなんですけれども、対象者としては非常に心配なところだと思います。そこら辺で疑問に答える、不安に答える体制というのを市役所の担当課だけではなくて、各施設、園も含めたところで準備しとかなきゃいけないのが1つと。

あとは、10月から無償化ということで、今回みたいな予算を伴う準備、用意というものが上がってくるのかをちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 予算を伴う準備というのは、先ほど言いましたように、とりあえず今回事務費を計上させてもらっておりますので、その中で準備を備えていくという形では思っております。

一番問題なのは、無償化に伴うシステムの改修がやっぱり一番重要じゃないかなと思っておりますので、ここを重点的にやりながらピックアップし、先ほど木村委員さんが言われましたように、各園の協力もないと進めていけませんので、そういう説明会とかを開きながらやっていこうとは思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 私のほうからいいですか。

3歳から5歳と、0歳から2歳、それぞれ無償化に対する対象者が違うということなんですけど、ここについての、市から何か通知とかが行くような形でこれを進めるようになる予定なんですか。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 0歳から2歳までにつきましては、非課税世帯が対象になってきます。それと、例えば兄弟がいる場合、例えば兄弟3人おまして、例えば5歳、3歳、0歳となってくれば、当然3番目の0歳の子は今の段階で無償なんですよね。そういったいろいろなケースがありますので、どの世帯が対象世帯になるのかというのは今の段階でつかめておりませんので、そういったシステムの改修と同時にそういう通知を送りながら、保育園のほうにも手伝ってもらいながら今後進めていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員）　ということは、市からの簡単な通知だけではなかなかつかめないような状況もあるので、園と連携しながら漏れがないような手続の形になるということですか。  
保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進）　先日の国の説明会の中で、こういうふうになりますということのチラシが参考資料としてついております。こういったものを関係世帯のほうに送るような形に多分なっていくだろうと思いますが、そういった説明会が来週ありますので、それを受けての動きになっていくだろうと思っておりますので、今の段階でわかるのは、もうその範囲でしかちょっとお答えしようがありません。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員）　時間がない中で、多分これから一気にいろいろなことが進んでいくと思いますので、またよろしく願いをいたします。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員）　それでは、次に進みます。

14ページ、15ページをお開きください。

3款3項2目060生活保護費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一）　おはようございます。

続きまして、3款3項2目、細目060生活保護費の20節扶助費の164万3,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、昨年11月に救護施設であります仁風園にホームレスの方を入所させたことに伴いまして、当初予算では不足が見込まれますことから164万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源といたしましては、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

今回の歳出の増額補正に伴いまして、15款1項1目6節生活保護費負担金の生活扶助費等負担金の123万3,000円と16款1項1目5節生活保護費負担金の生活保護費負担金41万円の歳入予算を合わせて計上させていただいております。本来、生活保護費に係る財源といたしましては、国の負担分の4分の3のみが財源となるところでございますが、今回は対象者の方がホームレスということで、本市に帰来先がございませんので、残りの4分の1を県が負担することになり、結果的に市の負担は発生をいたしません。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員）　説明が終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 済みません。ちょっと最後の部分、聞き取れなかったので、本市に何先がないのでという言い方をされたのか。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 帰来先と申しました。戻るものがないということです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けました。

それでは次に、第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

4ページをお開きください。

大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債（平成30年度焼却施設解体及びストックヤード整備）について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（中島康秀） おはようございます。

第2表債務負担行為補正の追加（一部事務組合関係）分、大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債について説明いたします。

こちらは、本市及び大野城市で設立しております大野城太宰府環境施設組合におきまして、平成30年度中に借入れを行いました一般廃棄物処理事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。対象事業といたしましては、平成29年度から実施しております可燃ごみの焼却施設の解体工事、管理棟建築工事に伴いまして、その工事費等につき借入れを行ったものでございます。組合の借入金額につきましては、2億9,730万円でございます。今般の補正金額は組合借入額のうち平成30年度以降に係る本市負担分で、記載しておりますとおり1億3,225万5,000円を計上させていただいております。

なお、借入先につきましては、佐賀銀行でございます。償還期間は10年となっております。説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第2表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

議案第55号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第55号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時42分)

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

税務課長。

○税務課長(森木清二) 先ほどの笠利委員のご質問にお答えいたします。

単身児童扶養者というのが、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親ということで定義をしております。

あと、扶養親族等申告書、なぜ等となっているかといいますと、今申し上げました単身児童扶養者というのが新たに加わることによりまして、この等が入っているということでございます。

○委員長(小島真由美委員) よろしいですか。

ちょっとわからなかったら、後でまた聞いていただいてよろしいですか。

では、以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会をいたします。

閉会 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美